

2017年10月4日

公益社団法人 日本造園学会
造園CPD推進委員会

造園CPD教育形態表（2018年4月1日以降の活動対象）の改定

1. 改訂の背景・必要性

造園CPD制度は、技術者個人の自己研鑽活動支援を目的として運用されてきたが、その有用性が社会的に広く認められ、各種資格の登録更新や技術者評価などに活用されるようになりました。そして公共事業等の受注要件の1つとして取り上げられるようになった際に、証明書に記載された記録に対してCPD運営団体による確認・保証が求められるようにもなりました。すなわち、CPD記録の証明書は企業組織の業務に直接影響を与えるものとなり、個人の自己管理を原則としていた記録は、証明書の提出先（公共事業の発注者等）に対して日本造園学会が責任をもって確認・保証することが求められるようになったといえます。このような社会状況を受け、より厳密な対応として、2014年11月から証明書発行時にすべての記録の客観的根拠確認を実施しております。

このような状況に対し、教育形態表は初期のころから枠組みは大きくは変わっていないため、様々な状況の変化に適合しない箇所も生まれてきており、記録の客観的根拠確認にも影響してきています。そのため記録の客観的根拠の確認方法の改善と共に、現行の教育形態表を改定することとしました。

2. 改定の骨子

CPD活動の実態を踏まえて、また単位数の把握しやすさを考慮して、詳細に区分されていたものの統合整理（一部廃止）、単位係数の見直しを行いました。

※注：2017年10月4日時点では、「番号」「例示」「エビデンス例」はまだ完成していません。2018年3月31日までに完成させ、改めて公表いたします。その他の箇所に変更が生じた場合も、同様に2018年3月31日までに公表いたします。

3. 主な改定内容

I 講習会等の受講、展示・フェア等の閲覧・視察

- ・委員会が認めた講習会等（現時点では監理技術者講習のみ）の区分を新設。
- ・旧120「企画展示の閲覧」と旧130「フェア、展示会等の視察」を統合。
- ・旧620「自己学習」から認定プログラム以外の講習会等や展示等の視察を分離し、Iの区分に新設追加。

II 論文等の発表

- ・IIを『口頭発表』『ポスター発表』『執筆掲載』『図書執筆』『新規作品制作、出展・応募』の区分に分け、それぞれの内部を整理、統合、一部廃止。
- ・『新規作品制作、出展・応募』は、業務受注を目的としたものは対象外であることを明示。
- ・「筆頭者/代表者」と「連名者」の明示を明確化。
- ・複数代表者の場合は、単位を配分することに変更。

III 企業内研修

- ・旧320「OJT」を310「企業内研修プログラムの受講」に吸収。
- ・年間の上限単位数を15から30に変更。

IV 能力向上に資する技術指導

- ・IVを『講師等』『授業講師』『インターンシップ指導』『社内研修会の内部講師』『委員会参加』『試験審査・採点・問題作成』『論文査読』の区分に分け、それぞれの内部を整理、統合、一部廃止。

V 業務等の評価

- ・Vを『コンクール等での受賞』『表彰』『第三者からの業務の紹介』『特許等』の区分に分け、それぞれの内部を整理、統合、一部廃止。
- ・「筆頭者/代表者」と「連名者」の明示を明確化。
- ・複数代表者の場合は、単位を配分することに変更。

VI その他

- ・技術開発、研究開発への参加（610）の対象内容の整理変更、単位係数の変更。
- ・自己学習（620）の対象内容の整理、単位係数を変更。指定の実施報告書を要することを追加。